

報告第 11 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成21年12月17日、鎌倉市台二丁目8番1号敷地内で発生した、健康福祉部市民健康課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年 2 月 17 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 33,390円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
- 3 処分の日 平成22年2月3日